

(3) 他人の財産に対して行った改良の結果として生じる出費の償還請求権

84. フランスとベルギー

他人の財産に対して行った改良の結果生じる出費の償還請求権は、ヨーロッパ法原則の意味における「不当利得」法が適用される第3の大きな事例群を構成している。繰り返すが、各国の法体系は、そうした改良をもたらすために費やされた金銭や労務を補償するために、実に多様な法的手法を用いている。問題の改良が行為からなる限りで、フランスとベルギーでは、債務がないのに提供された役務が非債弁済における「支払い」に当たるか否かという点について、法が不確定であることが思い起こされるべきである（前述C46およびC63を参照）。それを含むということには賛成説もあるが³³⁶、この問題解決方法は、実務では定着しなかった。両国の法体系では、基礎となる契約がないに行われた改良のための出費の償還請求権は、事務管理法に含まれる。すなわち、この請求権の要件が充たされれば、改良者は、民法1375条に基づく必要な改良や有益な改良をもたらすための出費の償還請求権および被った損害の補償請求権を取得する（7章101条（不当利得以外の私法上の返還請求権）のノートを参照）。事務管理による請求権が使えない場合には、原因のない利得に基づく請求権が考慮される。この請求権の要件は、両国で同じである。(i) 利得、(ii) 損失、(iii) 利得と損失の因果関係〔訳注：言語構造の違いを反映して原文の(ii)と(iii)の順序を入れ替えた〕、(iv) 利得が法律上の原因なく取得されたことを主張する必要があり、さらに、(v) 請求権が補充性の障害にかからないものでなければならない。請求権がしばしば補充性を理由に認められず、原因のない利得によって認められる原状回復の救済が利得や損失の価値を超えられないという事実にもかかわらず、転用物訴権が他人の財産の改良により生じた出費に基づいて生じる場合には、（少なくとも部分的には）裁判上の請求が認められる例が見い出せる³³⁷。

85. スペイン

スペイン法は、ドイツで慣習的に使われてきた表現（費用利得 *Verwendungskondition*）に基づく用語法を手本として、他人の財産の改良で生じた出費を矯正する請求権を、費用利得返還請求権 *condictio par expensas* と呼んでいる³³⁸。当事者間に契約が存在しなければ — 無効な契約でも存在すれば、問題は契約法上の矯正請求権により規律されることにな

336 *Benabent*, *Les obligations*⁹, no.469 p.308. たとえば、*Starck/Roland/Boyer*, *Obligations III*⁵, no.280 p.123; *JCIV* (-*Strickler*), arts.1376-1381, V^o *Quasi-contrats, Paiement de l'indu* (2002), no.9 の通説的見解と対照せよ。ベルギーでの通説によれば、行為のみからなるものは1376条以下の意味での「支払い」には当たらない。*Leclercq*, *JT* 1976,105,106; *Starosselets*, *Effets*,193, 206.

337 例として、*Cass.civ.*, 25 May 1992, *Bull.civ.*1992, I, no.165 p. 113; *JCP éd. G.* 1992, IV, 2129; *JCP éd. G.* 1992, I, 3608, note *Billiau*; *RTD civ* 1993, 580, note *Mestre*。絵画が質権に基づいて競売され、買主がそれを修復して鑑定評価を受けた。その絵画はフラゴナール *Fragonard* 〔訳注：原文の綴りは n が1つ多い誤記と思われる〕の真筆だと判明した。元の所有者が売買契約を取り消す訴えに勝訴し、ルーブル美術館への転売により買主が得た代金の原状回復を認められた。上告に基づき、破毀院は、その絵画を修復し鑑定評価にかけたことによる出費につき原因のない利得に基づいて所有者は買主に補償責任を負う、と判示した。

338 *Cámara Alvarez and Díez-Picazo*, *Dos estudios sobre el enriquecimiento sin causa*, 130.

ろう³³⁹ ——、まず第1に、頼りにされるのは所有者・占有者関係を規律する規定（民法453条以下）である。その場合、こうした規律は、他人の財産の改良で生じた出費を理由とする原状回復請求権をスペイン法に導入するものであるとの見解が主張³⁴⁰されている。民法453条以下の規定は、無効な契約の巻戻しの枠内でも類推適用³⁴¹されるが、それは、契約の無効に関する法（民法1300条以下）も解除法（民法1290条以下）も、他人の財産に対して行われた改良の補償を規律する規定を含まない、という事実によるものである。非債弁済法のみがこれとは異なる。民法1898条は、所有者・占有者関係の規定が他人の財産に対して行われた改良を根拠とする償還請求権を規律する、と規定している。所有者・占有者関係を規律する規定を準用するこの規範を根拠として、判例・学説は、所有者・占有者関係の規定が、改良の補償を規律する一般原則を体现するものとみて、教義学上はこれが不当利得法の制定法上の特別な例³⁴²として概念化³⁴³されている。それゆえ、民法453条・454条の特別な要件が充たされえない場合にも、一般的な不当利得返還請求権が主張³⁴³できるのである。

145 86. イタリア

イタリアでも他人の財産に対して行われた改良の補償に関する法は、主として占有者の権利・義務を定める規定の枠内で規律されている。同様に、民法2040条（支出と改良の求償）も、所有者・占有者関係の法の下で生じる改良の求償について規律する一群の規定（1149条～1152条）を準用している。しかしながら、財産の占有者ではない者がその財産の改良に費用を支出した場合については、制定法には規定がない。この場合、「占有」は、イタリア法では法技術的な意味で理解されている。とりわけ、この概念はたんなる「留置」を含まないのである。³⁴⁴それゆえ、留置者 *detenor* は、せいぜい所有者・占有者関係の規定の類推適用を望めるにすぎない。詳細が激しく議論されている。すなわち、こうした規定の類推適用が可能かどうかは、主として問題の規定次第であり、多くの場合、

339 他人の財産の改良で生じた出費の償還義務に関する規定は、とりわけ、民法1741条・1751条（使用）、1779条以下（保管）、1478条（権原保証）、1867条・1871条（質権）、487条以下（用益権）に見られる。

340 *Basozabal Arrue*, *Enriquecimiento injustificado pot intromisión en derecho ajeno*, 46.

341 TS 14 June 1976, RAJ 1976 (1) no.2752 p.2042; TS 28 November 1998, RAJ 1998 (5) no.9698 p.14178. 他の判決で最高裁は、契約が無効であるとわかった場合に生じた契約に基づく支出の償還請求権が一般的な利得返還請求権に基礎づけられるとみなした（TS 8 April 1976, RAJ 1976 (1) no.1705 p.1276）。

342 TS 30 November 1990, RAJ 1990 (7) no.9219 p.11738; TS 15 February 1991, RAJ 1991 (1) no.1272 p.1558; TS 12 June 1993, RAJ 1993 (3) no.4829 p.6183; TS 13 October 1995, RAJ 1995 (4) no.7080 p.9484; *Carrasco Perera*, *ADC* 1987, 1055, 1071, 1106, 1124.

343 TS 25 November 1985, RAJ 1985 (3) no.5898 p. 4987（息子が、母親と一緒に住んでいた間に母親の家に加えた改良費の償還を求めて母親に対して利得返還を訴求した事例であるが、所有者・占有者関係を規律する法の適用要件が充たされたのか否かが不明であった）。TS 25 September 1997, RAJ 1997 (4) no.6440 p.10022 においては、民法453条・454条に基づく請求権と結び付けて提起された利得返還請求は、改良により債務者が利得していないとわかったというもっぱら事実上の理由で棄却された。

344 Cass. 21 December 1993, no.12627, *Rep.Giur.it.* 1993, voce *Possesso* (in materia civile) no.66, c. 2993.

裁判所は類推によるこうした規定の拡張を拒んできた。³⁴⁵ しかしながら、(占有者の行った改良を理由とする償還請求権を規律する) 1149条の場合には、規定の基礎にある理由が所有者の不当利得を避けることであることが認められている。それゆえ、所有者は、行われた改良を理由として留置者に対し償還責任を負うことになろう。この結論の法的な根拠は、1149条の類推適用³⁴⁶から導かれるか、2041条(一般的な利得返還請求権)を持ち出すことによって得られる。なお、行われた改良を理由とする費用償還は、多くの場合、特別の制定法規定に定められている。たとえば、用益権につき1004条、賃借権[一般]につき1576条、建物賃借人につき1609条、分益小作合意を規律する2153条などがある。

345 たとえば、Cass. 28 July 2000, no.8796, Giust.civ.Mass. 2000, 1427; Cass. 27 February 1996, no.1533, Giust.civ.Mass. 1996, 264 を参照。

346 Cass. 6 July 1990, no.7139, Giust.civ.Mass. 1990 fasc.7.